

長野県内では
唯一の選定

住民協定×修景助成×街路整備による 街並み景観の質の向上 松本市の取組み 先行的な取組みに選定



H20制定 **歴史まちづくり法**（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

- ▶ 歴史上価値の高い建造物や伝統を反映した人々の生活を、地域で一体的に守る
- ▶ 地域の歴史的風致の維持及び向上を図る取組を、積極的に国が支援
- ▶ 国の支援には、歴史まちづくり計画を自治体で作成し、国の認定を受ける

松本市 <計画認定：平成23年 計画年度：平成23年～>

国宝松本城天守周辺の城下町時代の町割りや、井戸・湧水等の歴史的風致を有する

▶ 建物の修景補助 132件 ▶ 井戸の修景補助 11件 ▶ 街路整備延長 2,120.8m

歴史まちづくり計画認定都市 全国100都市達成を契機

国土交通省は、応募された全国69都市204事例から

➡ **松本市**含め **先行的な取組み** 21都市24事例を **選定**

○ 修景助成などにより歩いてみたい城下町に



○ 商業ビル低層部の修景

before



after



○ 個人所有の井戸の修景

before



after



1 住民主体の協働(自ら守り創造)

- ▶ 地域での「まちづくり協定書」作成
- ▶ 住民による「まちづくり推進協議会」設置
- ▶ 住民や事業者の主体的関与と、行政の連携

2 官民一体的な景観整備

- ▶ 公共による街路整備
- ▶ 民間による水場やポケットパークの整備
- ▶ 建物のファサード（外観の）修景